

国民健康保険

後期高齢者医療制度

8月1日から被保険者証が切り替わります

問 住民課国保年金班
☎84-1214

8月1日から使用する新しい被保険者証を、7月末日までに簡易書留で郵送します。被保険者証が届きましたら、記載内容に誤りがないか確認してください。

有効期限を過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却していただくか、使用できないよう裁断し、処分してください。

国民健康保険 被保険者証 (サーモン色)

被保険者証の例

千葉県 有効期限 令和 4年 7月 31日
国民健康保険 記号 横芝光 番号 ●●●●●● (枝番) ●
被保険者証 氏名 ●●●●●● 性別 ●
生年月日 平成 ●●年 ●●月 ●●日
適用開始年月日 平成 ●●年 ●●月 ●●日
交付年月日 令和 3年 8月 1日
住所 千葉県山武郡横芝光町 ●●●●●●番地
世帯主氏名 ●●●●●●
保険者番号 ●●●●●● 交付者名 千葉県山武郡横芝光町 印

70歳以上75歳未満の方

被保険者証が高齢受給者証を兼ねています

被保険者証に「兼高齢受給者証一部負担金割合」が記載されますので、確認をお願いします。

これから70歳になる方

高齢受給者証を兼ねる被保険者証は、誕生日の月の翌月から(1日生まれの方は誕生日の月から)使用するものです。

今回郵送する被保険者証の有効期限は、70歳になる月の末日(1日生まれの方はその前月の末日)となっています。

70歳になる月(1日生まれの方はその前月)に高齢受給者証を兼ねる被保険者証が郵送されますので、差し替えてご使用願います。

70歳以上75歳未満の方の被保険者証(兼高齢受給者証)の例

千葉県 有効期限 令和 4年 7月 31日
国民健康保険 記号 横芝光 番号 ●●●●●● (枝番) ●
被保険者証 氏名 ●●●●●● 性別 ●
兼高齢受給者証 生年月日 昭和 ●●年 ●●月 ●●日
一部負担金割合 適用開始年月日 平成 ●●年 ●●月 ●●日
●割 発効期日 令和 3年 8月 1日
交付年月日 令和 3年 8月 1日
住所 千葉県山武郡横芝光町 ●●●●●●番地
世帯主氏名 ●●●●●●
保険者番号 ●●●●●● 交付者名 千葉県山武郡横芝光町 印

一部負担金割合が記載されます

■一部負担金割合

(病院・薬局などの窓口で支払う割合)

義務教育就学前の方	2割負担
義務教育就学以上70歳未満の方	3割負担
70歳以上75歳未満の方	2割負担
現役並み所得者	3割負担

社会保険など他の健康保険に加入したとき

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。

新しい被保険者証が交付されるまでの間に国民健康保険被保険者証を使用すると、町が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、必ず資格喪失の手続きを行ってください。

手続きに必要なもの

- ・他の健康保険から交付された被保険者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの